

令和4年3月第16回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和4年3月2日第16回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 小野 一雄	2 番 鈴木 邦彦
3 番 高野 進	4 番 結城 喜和
5 番 安藤 美重子	6 番 大槻 和弘
7 番 鈴木 秀一	8 番 小野 明子
9 番 佐藤 邦彦	10番 木村 満
11番 森 義洋	12番 渡邊 健一
13番 澤井 俊一	15番 鈴木 高行
16番 熊田 芳子	17番 鈴木 邦昭
18番 佐藤 實	

○ 不応招議員（1名）

14番 佐藤 正司

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度
亶理町一般会計補正予算（第 1 0 号））
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度
亶理町一般会計補正予算（第 1 1 号））
- 日程第 4 議案第 1 号 亶理町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 5 議案第 2 号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 8 号 亶理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例
- 日程第 1 2 議案第 9 号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業
団地企業誘致事業）
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 3 年度亶理町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 3 年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 3 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 3 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ
て

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第22 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、14番佐藤正司議員より欠席の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、17番 鈴木邦昭議員、1番 小野一雄議員を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度互理町一般会計補正予算（第10号））

議長（佐藤 實議長） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度互理町一般会計補正予算（第10号））の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 承認第1号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年12月17日、令和3年度互理町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同

条第3項の規定により議会にその承認を求めるものであります。

次の2ページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第10号）について、子育て世帯への臨時特別支援事業において給付金の増額に伴い補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの令和3年度亙理町一般会計補正予算書（第10号）でご説明いたしますので、補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億6,327万2,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、子育て世帯への臨時特別支援事業として、当初、国の考え方にに基づき児童1人当たり現金5万円とクーポン券5万円分を支給することとし、12月定例会の追加議案として給付金5万円分のみの補正予算を組ませていただきましたが、町民の利便性や町独自でクーポン給付を迅速に実施することが極めて難しいこと、さらには、国の方針において地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とするという給付の考え方も示されたことから、追加給付分についても現金での給付とすることとし、1人当たり合わせて現金10万円となる給付金の早期給付に向け必要となる事業費を編成したものになります。

それでは、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

3款2項1目細目22子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては、ただいまお話しいたしましたとおり、現金給付とした児童1人当たり5万円の追加給付分事業費2億5,000万円及びその支給に係る事務費24万8,000円を合わせまして、総額2億5,024万8,000円を追加補正するものであります。

続いて、前の8ページ、9ページに戻りまして、歳入予算ご説明させていただきます

ます。

14款国庫支出金2項1目3節細節22子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付分）として2億5,024万8,000円を追加補正するものです。

以上で令和3年度一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第10号））の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第10号））の件は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第11号））

議長（佐藤 實議長） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第11号））の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 承認第2号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年12月23日、令和3年度亙理町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものであります。

次の4ページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第11号）については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び生活困窮者向け灯油購入助成事業の迅速な給付に対応するため補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの令和3年度亙理町一般会計補正予算書（第11号）でご説明いたしますので、補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,573万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,900万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するもののほか、原油価格の高騰状況を踏まえ、家計の負担軽減を目的に6,000円を支給する経費について予算編成したものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

初めに、3款民生費1項1目細目3社会福祉事務経費につきましては、住民税非課税世帯等の生活困窮者等に対し1世帯当たり6,000円を支給する生活困窮者向け灯油購入助成事業費として、総額2,047万6,000円を追加補正するものです。

次に、細目10臨時特別給付金経費になりますが、こちらの経費につきましても、住民税非課税世帯等3,300世帯に対し1世帯当たり10万円を支給するもので、事務費を含め総額3億3,526万1,000円を追加補正するものであります。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。8ページ、9ページにお戻り願います。

14款国庫支出金につきましては、2項1目1節社会福祉費補助金において、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する事業費の財源として、臨時特別給付金事業費補助金及び事務費補助金を合わせまして3億3,526万1,000円を追加補正するものであります。

続いて15款県支出金になりますが、生活困窮者等への灯油購入助成事業の財源として、2項2目1節細節27低所得者世帯向け灯油購入助成事業費補助金100万円を追加補正するものであります。

最後になりますが、今回の補正の調整財源として、18款1項1目1節財政調整基金繰入金1,947万6,000円を追加補正するものになります。

以上で令和3年度一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亶理町一般会計補正予算（第11号））の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亶理町一般会計補正予算（第11号））の件は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号 亶理町犯罪被害者等支援条例

議長（佐藤 實議長） 日程第4、議案第1号 亶理町犯罪被害者等支援条例の件を議題

といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

議案第1号 互理町犯罪被害者等支援条例。

今回の新規制定につきましては、近年、様々な犯罪等が後を絶たず、犯罪に巻き込まれた被害者の方々の支援について、犯罪被害者等基本法が定める基本理念等に基づき本条例を制定するものです。

第1条、目的になりますが、この条例は、犯罪被害者等基本法及び宮城県犯罪被害者支援条例に基づき、互理町における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、安全かつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条、定義につきましては、第1号、犯罪等から、次のページになりますが、第5号、町民等までについて、それぞれの用語について定めております。

第3条、基本理念につきましても、第1号から第3号まで3項目について、犯罪被害者等の支援を定めております。

第4条及び第5条につきましては、町の責務及び町民等の責務をそれぞれ定め、第7条では、犯罪被害者等が受けた被害による経済的及び精神的負担の軽減を図るため、規則に定めるところにより支援金を給付することができる旨を定めております。

支援金の給付につきましては、犯罪行為により死亡された方の遺族に対し遺族支援金として30万円、死体検案費用支援金として上限10万円、また、犯罪行為により傷害を受けた方に傷害支援金として10万円を支援するものとなります。

第8条及び第9条では、それぞれ、犯罪被害者等の安全を確保し、犯罪被害者等の支援について周知に努めることを定めております。

議案書8ページになります。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番鈴木邦昭議

員。

17番（鈴木邦昭議員） 5ページの定義の中の（3）ですね。ここに、誹謗中傷とか、それから報道機関による過剰な取材等によりとあります。この取材等とありますけれども、どこまでをいうのかですね。要するに、その下に精神的な苦痛、身体の不調とありますけれども、報道されると、初めてあることないこと報道されるわけですけれども、この取材等というのはどこまでをいうのか、その件伺います。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 過剰な取材等という表現しておりますので、被害に遭った方を中傷するような記事等載らないような形での定義ということで定めております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） そうしたならば、私思うには、取材及び報道等とか、そういった報道を入れたほうがよろしいのかなと思ったわけでございます。そのところは、これは町の法律でありますので、しっかりとここは作成していただきたいなと思ったわけです。

それから、7ページに入ります。支援金の給付ですけれども、これは、全ての犯罪被害者に対して支援金を給付するののかということをちょっとお聞きしたい。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 支援金の支給につきましては、犯罪被害者等支援法に基づきまして支給することになります。ですので、犯罪等といいましても、故意によるものが限定になりますので、過失等についての犯罪等につきましては対象外となります。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） そうした場合は、私は、この支援を行うことができる場合とかというの、それも設けて入れたほうがよかったのかなと思って見ておりました。そしてまたやはり適切でないと認められたときでも、支援金は、今、給付しないということですが、そういったことをしっかりと載せていたほうがいいんじゃないかなと思ったわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） この条例と支援金につきましては、全国各地で制定しているも

のになります。今回、私どもにおいてもそのような形で制定したということでご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 1点だけお答えいただきたいんですけども、先ほど同僚議員からもございました第2条のところの2次的被害の部分に関しまして、近年、様々なところで取り沙汰されていますインターネット上での中傷、SNS等に対しては、こちらは定義の中には入らないのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） インターネットについても該当いたします。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 全員協議会での資料に基づいてお尋ねいたします。

まずこの中で、この規則を制定しているというふうなことがございまして、犯罪被害者等支援法を基礎として、そして準用して定めるというふうに説明がありました。支援法では、給付まで半年から1年程度の時間がかかると。これでは遅いのではないかということで、今回の条例制定ということになるわけなんです、国の場合は、地元の警察に支給裁定申請書の手続を行って、そして所在地公安委員会で裁定の調査を行うわけなんです。そして、都道府県公安委員会による最終的な裁定が下されると。このような事務手続が行われます。

そして、これはどうしてこれくらいの時間がかかるかということ、犯罪被害者の該当性ですね、そして事実関係の調査や、そして、傷害によって後遺症の障害が固定していないなどの経過観察があるためというふうな理由があります。そのために一定の時間がかかると。

そこでお尋ねいたしますが、早期の支援体制とありますが、申請から給付までどの程度の期間というふうに想定しているのか。これが1点ですね。

そして、警察へ事実確認とあります。事実確認する事務手続というふうなことなんです、どのような事実をもって確認するのか、そうした情報を警察のほうで開示してくれるのかというふうに、私そんなふうに思ったんですけども、今後その裁判で明らかにされる、被害者と加害者の関係性や、起訴事実、裁判結果との整合性というのをどういうふうに捉えているのか。確認としか載っていませんから、どのような確認をするのですか、捜査中のものについて。

以上、この2つお願いします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 犯罪につきましてはいろいろなケースがあるかと思えます。障害等につきましてもある程度時間等にかかるかと思えますけれども、その辺につきましては警察署のほうと打合せをしております。個人情報的なものもございませぬけれども、その辺につきましても十分注意して配慮していくような形になるかと思えます。

あと、裁判のほうも、長期にわたる場合もありますけれども、裁判のほうの進み具合、これにつきましても、警察署のほうと打合せを行い、情報をやり取りしながら対応していきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 次に、犯罪被害者の累計ってございます。これは殺人事件、暴力犯罪、性犯罪、子供の虐待、配偶者からの暴力、ストーカー被害、そして社会的には交通事故というようなものがあるんですけども、これは当然、刑法の部分です。過失運転致死傷罪と危険運転致死傷罪がこれ刑法に該当してきます。犯罪です。犯罪は、人間関係が複雑に絡み合っている事案が本当に少なくございませぬ。

そこでお尋ねいたしますが、支給金の対象者について、全協では、災害被害者等支援法に準拠とあります。そして、下段に、いずれも被害者と加害者の関係、夫婦、3親等以内の親族等の親族関係にある場合は対象外というふうに定められています。

しかし、法では、親族間犯罪被害者への不支給の例外ってあるんですよ。つまり、法では、支給しないことが社会通念上適切でないと思えられる特段の事情があるときは、同法施行規則第2条、親族関係が破綻していたと思えられる事情の場合、給付金の全部または一部が支給されることになっております。また、18歳未満であった者が犯罪被害者または第1順位遺族の場合、支給制限が緩和されるというふうに除外規定があるんですよ。ということから、どうして対象外にしたのかということのお考えをお聞きしたいと。

そしてまた、DV関係については、犯罪被害者の配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律とございまして、この法律に基づいて保護命令が出されて

いた場合は、犯罪給付金の3分の2または全額を支給することとされているんです。どうしてこの部分については準拠しなかったのか。ここお尋ねいたします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 犯罪被害者等給付金につきましては、犯罪の状況にもよりますけれども、生計に影響、生活する上で支援が必要ということで、遺族、関係遺族に支給されるものになりますけれども、今回の犯罪被害者支援金につきましては、親族関係にある者について支給するものはいかなるものか、これにつきましても、先進事例に倣って制定したのになります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） そのこのところもっと精査していかないと、それだけの話では、この法律のつくり込みは、もっと詳細なんです。警察庁のパンフレットにもしっかり載っているんです。Qのほうしか言いませんけれども、親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのはどのような場合ですかと、ちゃんと明記されているんです。つまり、それだけ複雑なものとして考えて対応しているということなんです。だから、先ほど、法では家族関係が破綻している場合とかDVとか、もう社会通念上やむを得ないというふうな場合に限り一部または全部を支給することができるというように規則で定められているんです。だから、ここをもう少し深掘りして運用の部分で対応していかないと、いろいろな問題が生じていくというふうなことになるので、ここしっかり精査していただきたいと思います。

それで3番目なんです。この条例のテーマは大変重く、慎重な対応を求められてくるわけなんです。つまり、被害者加害者の関係など。そのためには、規則のほかに綿密なガイドライン、指針を策定しているのが実情なんです。そのようなものを策定していかないと、先ほど申し上げていた部分についても、警察の何をもって確認するかとか、そういったことを詳細に確定していかないと、これは非常に難しい対応を迫られるというふうなことになる。ぜひ、詳細なガイドラインを策定するのか、この件についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） ただいまご意見いただきましたので、それに向けて、基本計画なり策定していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 今、同僚議員からいろいろありましたけれども、この条例、犯罪被害者と大きく関わるのは弁護士かと思えます。弁護士会の、いろいろ調べてみますと、弁護士会のほうでもいろいろこの問題に関しまして問題なり課題なり、そういったことを整理している、そういう状況をかいま見ることができます。

そこで、先日の全員協議会のほうでも、先につくっている市町村を参考にしたものだというようなことで説明を受けましたけれども、亘理町にも町の顧問弁護士がおります。そういった法律の専門家に、こういった条例を策定する場合に参考意見を聞いたのか。今それを、この条例をつくることよっての問題、課題はどんなものなのか、そういったものを精査してやられたんでしょうか。それが1点です。

もう1点は、これ、これまでの同僚議員の関連もありますけれども、第6条にもありますけれども、関係機関といろいろ連携を取りながらやると。先ほどの答弁にもありましたけれども、警察と連携を取る。これ個人情報の中でどれだけ関係を密にすることができるのか。犯罪の中には、いろいろ殺人やら、それから窃盗、性犯罪、詐欺、虐待、昨今においてはいじめ問題等々、様々な領域にわたっております。そういう中で、関係機関とどのような形で、今後、役場のほうが密接に結びつけていけるのかどうか。非常に難しいような個人情報の関係もありまして、非常に難しい局面になると思うんですけれども、それだけ町の職員がある程度専門性を高めていかないといけないという部分もありますし、そういったことは非常に難しいと思う。

それから、6条の2項に、窓口を置くものとするがあります。窓口とは一体どこに設置するんでしょうか。

以上、お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） ただいまのご質問ですけれども、顧問弁護士につきましては、特に相談はしておりません。

あとは、課題等につきましては、議員おっしゃるとおり、範囲がかなり広がりますので、これに対応するような対処法を十分につくっていく必要があるかと考

えております。

あとは、個人情報等、専門性もございますけれども、支援金の支給につきましては総務課が窓口になりますけれども、その他、個々の相談、関係各課まとまりまして支援していくような形になろうかと思えます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） せっかく町にも顧問弁護士という、そういう専門家が、我々の窓口になってやっていただけるような方がいらっしゃるのに、なぜこういう犯罪問題に関して制定するときにそういった弁護士に相談しないんでしょうか。その何か理由というのあったんですか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 特に相談し……、何も理由はございませんが、あくまでも条例制定ということで、町のほうで制定したものになります。（「いいです」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 亶理町犯罪被害者等支援条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町犯罪被害者等支援条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第5、議案第2号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案書の9ページをお開き願います。新旧対照表につきましては1ページになります。

議案第2号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

互理町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度の見直しが行われ、令和4年4月1日から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合され、個人情報の定義等を国、民間、地方で統一されることに伴い改正を行うものになります。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開き願います。

第2条第1号アになります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることにより、引用法令を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改めるものになります。

議案書9ページに戻りまして、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 互理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第6、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案書の10ページをお開き願います。

議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、昨年9月定例会にて議決いただきました審査の申出書に係る押印廃止の改正に引き続き、今回は、内部事務である、委員会が作成する調書等の委員長及び書記の押印規定を廃止するものになります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表3ページをお開き願います。

第8条第3項、審査申出人の口頭による意見陳述による調書、第9条第8項、口頭審理に係る調書、次、第10条第2項、実地調査に係る調書、次の4ページになりますけれども、第13条第2項に掲げる議事に係る調書について、それぞれ「署名押印」の「押印」に係る部分を削除するものと、文言の整理を行うものになります。

議案書に戻りまして、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第7、議案第4号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議案第4号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書11ページをお開き願います。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正すると。

条例新旧対照表は、ページ数は5ページ、議案第4号資料、亶理町国民健康保険税条例新旧対照表になりますが、今回の条例改正については数値のみの改正になりますので、説明につきましては、事前にお配りの別添の議案第4号説明資料、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要点と書かれた表題の資料でご説明させていただきたいと思っております。こちらになります。

今回の改正は、保険税率の改正になります。改正理由は2点になりますが、理由の1点目は、亶理町の現在の保険税率等で算定する調定額と、宮城県で提示しております標準保険料率で算定する調定額に乖離が生じていること、その是正をすることとでございます。

理由の2点目でございますが、基金を活用し、保険税を減額することというのが理由の2点目になります。

それでは、説明資料に沿ってご説明いたします。

説明資料の一番左の項目にNo.とありますが、No.の1から5、その隣の項目に改正箇所とありますが、その改正箇所では、第3条から第5条第3号までにつきましては基礎課税額分に係る規定になりまして、それぞれ、所得割額、被保険者均等割

額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になりまして、それぞれ6.4%、2万5,000円、1万7,000円、8,500円、1万2,750円に減ずる改正になります。

次に、No.6からNo.10になりますが、改正個所では第6条から第7条の2第3号まで。これにつきましては後期高齢者支援金に係る規定になりまして、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別の平等割額になりまして、それぞれ2.5%、1万円、7,000円、3,500円、5,250円に増とする改正になります。

次に、No.11から13になります。改正個所では第8条から第9条の2まで。こちらにつきましては介護納付金に係る規定になりまして、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額になり、それぞれ2.2%、1万1,500円、5,000円に減ずる改正になります。

次に、No.14から次のページの43までが軽減に係る規定になります。7割、5割、2割の軽減に係る規定になりますが、詳細についてご説明しますと、まず1ページに戻っていただきまして、No.14から17番までの改正個所では第23条第1項第1号のアから第23条第1項第1号のイ（ウ）まで。こちらについては、基礎課税額分の7割軽減の規定になります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になり、それぞれ1万7,500円、1万1,900円、5,950円、8,925円に減ずる改正になります。

次に、No.18から21まで。改正個所では第23条第1項第1号のウから第23条第1項第1号のエの（ウ）までになりますが、こちらについては後期高齢者支援金の7割軽減に係る規定となります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になりまして、それぞれ7,000円、4,900円、2,450円、3,675円に増とする改正になります。

次に、No.22と23になりますが、改正個所では第23条第1項第1号のオと第23条第1項第1号のカになります。介護納付金の7割軽減に係る規定になります。それぞれ被保険者均等割額及び世帯別平等割額になり、それぞれ8,050円、3,500円に減ずる改正になります。

次に、No.の24から2ページの27までになりますが、改正個所では第23条第1項第2号のアから次のページの第23条第1項第2号のイ（ウ）までになりますが、こち

らは基礎課税額分の5割軽減の規定になります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別の平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になりまして、それぞれ1万2,500円、8,500円、4,250円、6,375円に減ずる改正になります。

次に、No.28から31まで、改正個所では第23条第1項第2号のウから第23条第1項第2号のエ（ウ）までになります。こちらは後期高齢者支援金に係る5割軽減に係る規定になります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別の平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別の平等割額になりまして、それぞれ5,000円、3,500円、1,750円、2,625円に増とする改正になります。

次に、No.の32と33、改正個所では第23条第1項第2号のオと第23条第1項第2号のカになります。こちらは介護納付金の5割軽減に係る規定となります。それぞれ被保険者均等割額及び世帯別平等割額になり、それぞれ5,750円、2,500円に減ずる改正になります。

次に、No.の34から37になりますが、改正個所では第23条第1項第3号アから第23条第1項第3号イの（ウ）までになりまして、基礎課税額分の2割軽減に係る規定になります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になりまして、それぞれ5,000円、3,000円、1,700円及び2,550円に減ずる改正になります。

続きまして、No.38から41まで、改正個所では第23条第1項第3号のウから第23条第1項第3号のエの（ウ）までになりまして、こちらは後期高齢者支援金の2割軽減に係る規定となります。それぞれ被保険者均等割額、世帯別平等割額、特定世帯に係る世帯別平等割額及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額になりまして、それぞれ2,000円、1,400円、700円及び1,050円に増とする改正になります。

次に、No.42と43になりまして、改正個所では第23条第1項第3号オと第23条第1項第3号カになりまして、介護納付金の2割軽減に係る規定となります。それぞれ被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、それぞれ2,300円及び1,000円に減ずる改正になります。

次に、No.の44から次のページの最後51まで、44から51については、未就学児に係る被保険者均等割額に関する規定になります。

その詳細について、2ページに戻っていただき、No.の44から47まで、改正個所で

は第23条第2項第1号アから第23条第2項第1号エまで、未就学児の基礎課税分の被保険者均等割額に係る規定となります。それぞれ7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯及び通常世帯の賦課額になりまして、それぞれ3,750円、6,250円、1万円及び1万2,500円に減ずる改正になります。

次に、No.の48から3ページの最後51まで、改正個所では第23条の第2項第2号アから最後の第23条第2項第2号エまでになりまして、こちらについては未就学児の後期高齢者支援金の被保険者均等割額に係る規定となりまして、それぞれ7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯及び通常世帯の賦課額になります。それぞれ1,500円、2,500円、4,000円及び5,000円に増とする改正になります。

最後になります。議案書の13ページに戻っていただきまして、附則になります。施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行すると。適用区分として、改正後の亘理町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとさせていただきます。

説明は以上です。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満議員） まず最初に1点ですね。まずこれ基金が9億円ほどあったんですけども、この基金に対し、基金残高ですね、基金残高9億円に対して、減額幅がこの減額幅に落ち着いたというところでの、この議論の過程についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） その減額の幅の話になるんですが、我々も1月のぎりぎりまで、もう少し減額ができないかということは議論させていただいておりましたが、1月の中旬に宮城県から、令和4年度に納付しなければならない納付金の額が示されました。それで、昨年度に比べまして一気に3,400万円ほど上がってしまっているんですね、令和3年度と令和4年度の差が、事業費納付金の差が。この事業費納付金の主な財源が国民健康保険税になりますので、その3,400万円の上がる要因というのも分析させていただきますと、やはり自然増が一番のところがあります。プラス、今後、団塊の世代の方々が後期高齢者に移行するというのも考えま

して、その幅については今の状況に落ち着かせていただいたというのが現状でございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 2点目です。全体的に減額していただいているんですけども、この後期高齢者支援金分だけは増額になっておるんですね。ここの分についてはなぜなのかということでお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 冒頭でご説明申し上げました理由の1点目であるんですが、今現在、亘理町で使用している現行の保険税率で算定した調定額と、宮城県が算定する、宮城県が提示しています標準保険料率で算定した調定額に、若干乖離がやはりあります。その乖離のバランスが一番ちょっと崩れているのが後期高齢者支援金分の課税区分だったということになります。プラス、やはりちょっと先ほども説明申し上げましたけれども、団塊の世代がこれから75歳以上の後期高齢者に移行するということを踏まえすと、その後期高齢者分の納付金、支援金という形になりますが、支援金の納付金分が増えていくのではないかとということで、乖離、今後とも激しくなるのではないかと考えまして、今の現時点で是正をさせていただいたということになります。（「はい、了解です」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） 1点ほど聞かせていただきますけれども、財政調整基金を使いながら令和12年までやっていくというようなことの表をいただきましたけれども、令和12年で4億円ですかね、残っているのが。これ考え方としてですけれども、財政調整基金について、どの程度まで持っておくべきものなのか、その辺の考え方を。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 平成16年までは、国・県から、財政調整基金の残額という、その指標みたいなのがあったんですが、基本的には町独自で考えてくださいというのが今のスタンスになっています。それで、その以前の国・県からの指標で考えますと、給付するまたは納付金の額に対して約15%ほどは持っていたほうがよろしいんじゃないかというようなことが、継続、それを継続して考えますと、約5億円から6億円の間ぐらいが適正な数字なのではないかと基本的には考えております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 5億円と、令和12年までこれの数字でいくんだと思うんですけども、基金で。そうすると、ここまでというような形で、あとは言わば減額といたしますか、ここから繰り入れていくという方法を取るのか取らないのか。後のことなのでどうなるか分からないとは思いますが、考え方としてだけ。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 今回の税率改正につきましては、まず前提とありますが、まず基金を活用しますということは説明申し上げておりますが、その前段として、宮城県内の税率の統一化が多分されるであろうというのが令和12年というような内容で今のところは考えているのが、今、資料で説明した内容になっているのが全体のものになっています。ただあとは、その税率を改正するしないについては、基本的に毎年検証はしております。ですが、今後の状況を見て、適正な時期に、下げるか上げるかもありますが、また再度考えていきたいと思っております。以上です。

（「はい、了解しました」の声あり）

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 討論はなしと認めます。

これより議案第4号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議 長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第5号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 次に、日程第8、議案第5号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

議案第5号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

亶理町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表14ページをお開き願います。

初めに、第3条の児童クラブの名称及び位置について、現行、各児童クラブの支援の単位、これクラス単位でございますが、支援の単位で記載しているものを施設単位に改めるものでございます。

当町の児童クラブにつきましては、現在、町内6小学校に対応するため、中央児童センター等の7施設で実施しておりますが、亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、1支援単位の児童はおおむね40名以下で運営することが望ましいと定めており、規模が大きい亶理児童クラブや逢隈児童クラブは、複数の支援単位に分けて運営をしているところでございます。

しかしながら、その年の児童数や学年の構成、加配が必要な児童への配慮など、その時々に対応した支援の単位を編成して運営を行うことが求められており、各施設内において、実情に合った形で柔軟に対応できるよう、支援の単位の表記から施設単位へ改正するものでございます。

なお、改正においても、児童クラブの受入れ児童数が減るものではございません。

次に、同条第2項につきましては、亶理児童クラブ、逢隈児童クラブの受入れ人数がほぼ受入れ可能数に達しており、かつ待機も発生していることから、必要に応じて児童クラブに分室を設け、待機児童の解消を図るものでございます。

また、第3項につきましては、必要に応じて児童クラブの運営業務を民間へ委託できるように、その項目を追加するものでございます。民間委託につきましては、令和4年度から、吉田西児童クラブと高屋児童クラブの運営業務を委託する予定にしているところでございますが、特に高屋児童クラブに関しましては、支援を必要とする児童が多い状況を踏まえ、児童発達支援事業や児童クラブの運営に実績のある事業者へ業務を委託し、その専門性をもって児童の育成に取り組む予定としております。

議案書14ページをお開きください。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亙理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亙理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 亙理町下水道条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第9、議案第6号 亙理町下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） それでは、議案第6号 亙理町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては15ページ、新旧対照表は16ページをご覧ください。

議案第6号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例。

亶理町下水道条例（平成2年亶理町条例第11号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表16ページによりご説明申し上げます。

第5条第1項に次のただし書を加えます。

ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行う場合には、この限りでない。

第7条第1項中「工事は、」の次に、「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加えます。

第1号、除害施設等の新設等の工事について、町長が特に知識及び技能を有する者として当該工事の申請の都度認める者（以下「臨時公認業者」という。）が行う工事。

第2号、当該排水設備等の形状を勘案し、公認業者以外の者が行うことが適当なものとして町長が認める工事。

第3号、法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に、同項第1項中「当該前号」を「第1項第1号」に改め、同項を第3号とし、第1項の次に次の1項を加えます。

第2項、製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えます。

第2項、製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未

満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム」未満とする。

今回の改正につきましては、下水道法の改正に伴いまして、下水道法に基づく規定を受けた雨水貯留浸透施設に係る計画の確認の適用除外のほか、排水設備等工事業者による対象工事の改正、製造業またはガス供給業に係る特定事業場及び除害施設設置に係る排出汚水の水質基準の追加による所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案書16ページに戻りまして、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 基本的なことをお伺いしますが、第5条の第1項に雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行う場合というのありますけれども、実際、これ本町にはあるんでしょうか。また、整備する計画があるんでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 雨水貯留浸透施設につきましては、本町にはございません。今後設置するかどうかはちょっと、設置があるかどうかにつきましては、分かりません。

こちらにつきましては、流域治水関連法案がありまして、大都市の主に地下等に造られている雨水の貯留施設で、一時的に雨水を蓄えて浸透させて河川の氾濫を防ぐような施設となっております。本町では今のところありません。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 本町では、ない。本町ではないのに、これを条例として制定する意味というのは何でしょうか。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） こちら、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法案、ものがありまして、そちらの改正によりまして下水道法も改正になっております。下水道法の基準に合わせまして本町の条例につきましても、現時点で施設予

定とかはありませんが、改正するものであります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それでは、もう 1 点教えてください。第 7 条中の第 1 号なんですが、臨時公認業者です。知識及び技能を有する者としてと云々とありますけれども、具体的に、具体的なことをちょっと教えてください。どういった業者なのかということ。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 臨時公認業者につきましては、公認業者は事前に公認登録が必要なんですけれども、その場合のみに臨時的に登録する業者となります。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第 6 号 亙理町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 亙理町下水道条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 号 亙理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第 10、議案第 7 号 亙理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第 7 号についてご説明いたします。

議案書の17ページをお開き願います。

議案第7号 互理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

互理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、消防団員の報酬等の処遇改善について消防庁長官から通達があり、報酬等の額について改正を行うものです。

通達の主なものについては、階級が団員の報酬を年額3万6,500円を標準とすること。また、災害時の出動につきましては、報酬として時給1,000円を目安に1日当たり8,000円を標準とすること。執行日については、令和4年4月1日からすることなどとなっております。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表20ページをお開き願います。

第9条第1項中「報酬」を「基本報酬」に改め、第2項では「機械担当員報酬」、第3項では「出動報酬」と明確に区分します。

団員の報酬については、現行4万2,000円となっておりますので、現行のままといたします。

第3項につきましては、従前、費用弁償として支給していた災害時等の出動については出動報酬とし、第1号から第4号について整理を行っております。

第3号では、国からの通達により、火災・災害等に対する対処行動のための出動として、1回4時間以内は4,000円、4時間を超えた場合は8,000円とし、費用弁償については公務における旅費等のみの規定とするものでございます。

議案書18ページに戻りまして、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 第9条の3項4号について、ちょっと説明を求めたいと思います。

まず機能別団員とありますけれども、機能別団員にどのような仕事に従事させることを考えているのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 機能別消防団員につきましては、この条例の第2条の2に規定しておりますとおり、火災防除に限って従事するような団員となります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 火災防除。例えば現場に行ったら、これ消防団員とやることは同じじゃないでしょうか。その辺何か違いがあるんでしょうか。

それに、消防団員と、消防団員は4時間を超えた場合は8,000円、それで機能別団員は1か月5,000円という金額がなっているわけですけども、現場では団員と同じような仕事をなさるんじゃないでしょうかね。そういったことは、ちょっと私は考えます。そうした場合に、金額を団員と同じ金額にすべきではないかというのが私の意見なんです、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） あくまでも基本消防団員と機能別消防団員。火災防除についても、機能別消防団員は出動しますが、火災防除に限りますので、ある程度消火するまで3時間なり4時間になりますので、機能別団員につきましては従前のままというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） ですから、だから団員と同じような仕事をするんじゃないですか。その現場においては。だって、元団員さんとか、そういう形ですよ、この機能別団員という方たちは。そうした場合に、その火事の例えば現場とか災害の現場に行ったら、団員と同じような仕事するんじゃないでしょうかというのが私の見方なんです。そうした場合に、そういった金額に差をつけるのはいかなものですかというような見解なんです、再度、どうですか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 機能別消防団員につきましては、消防団員と同じような形になるかと思っておりますけれども、内容につきましては主に消防団員がやりますので、そこに不足する場合、火災防除のほうに従事していただくような形になりますので、特に報酬額につきましては現行のままというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17 番（鈴木邦昭議員） 報酬についてですけども、ここに団員、年額4万2,000円と、

非常にいい報酬じゃないかなと、国で示しているよりも結構いい数字でいっているんですね。

これはそれでよろしいんですが、報酬はどのように支給されているのか。一人一人のところに入れているのか、それとも分団に対して入れているのか、支給しているのか。その件伺います。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 団員の支給につきましては各班ごとに異なっておりますが、ちょっと件数については、今、資料はございませんけれども、直接消防団員に振り込んでいるところもありますし、手渡ししているところもありますし、班でまとめて支給しているところもございます。

今回の消防庁長官の通達にも、団員個人に振り込むような形が入っておりますので、令和4年度分につきましては、団員個人のほうに振り込むような形になります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 私の聞きたいのはそこだったんですよ。今までは団員一人一人に行き渡っていないというの、よその消防団ではあったようです。亶理町とは言いませんよ。

それで、要するに、分団のほうに支給する、その分団で積立てをする、そして、団員には渡さないで積み立てて、それで旅行会とか、それから反省会、そういったことをやっているというところがあったわけですけども、亶理町にはそういうことはなかったでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） そのようなケースは、町としては報酬を払います、あとは班のほうでのやり方になりますので、そういうケースもあることは認識しております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、消防団員がどんどん減っているわけです。なぜかということやはりそういったこともあるんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、やはり消防団員のほうに、一人一人にやはり振り込んであげると。そういう形ですと、意外と消防団になりたいと、そういった方々が増えるんじゃないかなと、私はこう思

うんですけれども、今後どのような形で振り込まれるのか、それを伺います。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 個人の口座に振り込む分につきましては、消防団の幹部会でもご説明申し上げておまして、上期下期で支給しておりますので、それまで各口座等確認して、あとは出動手当とかの報酬もプラスされますので、多分源泉徴収も必要になってくるかと思えます。そのような形で手続を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 今、個人並びに団体にも支給しているというふうなお話がありましたけれども、消防庁からの通達では、個人に支給しなくてはならないというふうになっているんです。それで、団体に支出しているという現実は分かるんですけども、それが社会問題化しているわけなんですよ。個人でやったことが何で団体に入るんだと。そういったことから、個人に支給しなければならないというふうなことを今言わないと、私はおかしいと思えますよ。今までの流れというのは当然私も理解しているんですけれども、これは、今までの慣例でやっていることになるんじゃないかというふうな今のご答弁に関して私はお話ししている話で、個人に支払われるべきものだというふうなことについては、再度、どのようにお考えなのか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 団員個人のほうに支給するような形になります。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亶理町消防団員の定

員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 号 亙理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第11、議案第 8 号 亙理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） それでは、議案第 8 号についてご説明いたします。

議案書19ページをお開き願います。

議案第 8 号 亙理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例。

亙理町心身障害児通園施設条例は、廃止する。

心身障害児施設であります二杉園につきましては、施設機能を 4 月から民営化することに伴い同園を 3 月 31 日で閉園することから、本条例を廃止するものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6 番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 二杉園ですけれども、民営化するというような形になるんですけれども、その理由についてお聞かせ願います。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 二杉園の民営化の理由といたしましては、まず一番大きいものとして、専門職の確保が難しくなっているということが一つございます。

あとそのほか、現在、二杉園につきましては母子通園施設として運営しておりますが、やはり共働き世帯が多くなっている状況もございまして、今度民営化することによりまして単独通園施設ということで、子供さん 1 人で通園する施設になりま

すが、そういった形で、より充実した機能を持った施設に展開していくということで、民営化を選択したものでございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） その民間というのは、どんな、民営化になるその団体ですね、その。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 団体につきましては、特定非営利活動法人ひよこ会と申しまして、岩沼市で児童発達支援施設を運営しているほか、宮城県内で保育施設、児童クラブ等の運営を行っている法人でございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 亶理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町心身障害児通園施設条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区
工業団地企業誘致事業）

議長（佐藤 實議長） 日程第12、議案第9号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第9号 土地売買契約の締結についてご説明いたしま

す。

議案書の20ページをお開き願います。

議案第9号 土地売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

事業名につきましては、亙理中央地区工業団地企業誘致事業です。

所在地が亙理町逢隈高屋字堂田42番16。

面積が1万6,500.70平方メートル。

契約金額が2億3,926万150円。

契約の相手方が宮城県仙台市宮城野区中野字掃沼69番地、弘進リトレッド株式会社です。

今年に入り、企業側と売払い協議が調い、2月の17日に土地売買仮契約と立地協定を締結しております。

今回、企業側に売却する土地の明細につきましては、21ページの資料をご覧ください。

所在地、地目、面積の順に記載をしております。

売払い単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円で、これまでの工業団地の売渡し単価と同額でございます。

22ページに位置図を添付しております。

今回売却する区画は、下段の図面に示しました赤枠で囲った区画でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 土地売買契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 土地売買契約の締結

についての件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 町道の路線廃止について

日程第14 議案第11号 町道の路線認定について

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實議長） 日程第13、議案第10号 町道の路線廃止についてから、日程第14、議案第11号 町道の路線認定についてまでの以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 議案第10号及び議案第11号の2件について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 議案第10号について説明申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

議案第10号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、県営圃場整備事業の荒浜北部地区及び高屋屋崎地区の整備の進捗に伴い、道路の位置や起点終点に変更が生じたことから、現在認定されている4路線を廃止し、新たに22路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号417、路線名鹿島大宮線、起点字鹿島1-1地先、終点については荒浜字大宮44地先で、廃止する路線の延長は3,533.9メートルとなります。場所につきましては、24ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。丸印が起点で、矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号419、神宮寺荒浜線、起点逢隈神宮寺字一郷285地先、終点については荒浜字上東75-3地先で、廃止する路線の延長は4,700メートルとなります。

次に、3番目の路線番号422、中野上東線、起点逢隈高屋字中野93地先、終点については荒浜字上東16-2地先で、廃止する路線の延長は1,715.4メートルとなり

ます。

次に、4番目の路線番号678、新谷地線、起点逢隈高屋字新谷地67-1地先、終点については逢隈高屋字新谷地91-1地先で、廃止する路線の延長は620.5メートルとなります。

続いて、関連がありますので、25ページをお開き願います。

議案第11号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道の路線認定につきましても、県営圃場整備事業の進捗に伴い、道路の位置や起終点に変更が生じたことから、新たに路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号417、路線名鹿島大宮線、起点字鹿島1-1地先、終点については字蕨350地先で、延長は3,286.2メートルとなります。場所につきましては、27ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。丸印が起点で、矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号419、神宮寺荒浜線、起点逢隈神宮寺字一郷285地先、終点については字蕨187地先で、延長は3,918.2メートルとなります。

次に、3番目の路線番号422、中野上東線、起点高屋字中野93地先、終点については、字高屋14-1地先で、延長は943.1メートルとなります。

次に、4番目の路線番号859、鳥屋崎鳥の海線、起点高屋字鳥屋崎121-2地先、終点については高屋字鳥屋崎165-3地先で、延長は215.1メートルとなります。場所につきましては、28ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。

次に、5番目の路線番号860、舟入線、起点長瀬字舟入201-1地先、終点については字舟入245-2地先で、延長は153.6メートルとなります。場所につきましては、29ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。

次に、6番目の路線番号861、荒浜北部1号線、起点字荒浜278地先、終点については字荒浜96地先で、延長は266.5メートルとなります。場所につきましては、30ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。

次に、7番目の路線番号862、荒浜北部2号線、起点字荒浜250地先、終点については字荒浜251地先で、延長は318.7メートルとなります。

次に、8番目の路線番号863、荒浜北部3号線、起点字荒浜194地先、終点については字荒浜104-4地先で、延長は889.2メートルとなります。

次に、9番目の路線番号864、荒浜北部4号線、起点字荒浜162地先、終点については字荒浜120-4地先で、延長は737.4メートルとなります。

次に、10番目の路線番号865、荒浜北部5号線、起点字荒浜165地先、終点については字荒浜139-1地先で、延長は744.4メートルとなります。

次に、11番目の路線番号866、荒浜北部6号線、起点字荒浜139-6地先、終点については荒浜字下東14-1地先で、延長は288メートルとなります。

次に、12番目の路線番号867、荒浜北部7号線、起点字荒浜260地先、終点については荒浜字中橋123-2地先で、延長は331.3メートルとなります。

次に、13番目の路線番号868、荒浜北部8号線、起点荒浜字下東79-1地先、終点については字荒浜140-2地先で、延長は112.1メートルとなります。

次に、14番目の路線番号869、荒浜北部9号線、起点荒浜字下東85-1地先、終点については字荒浜140-1地先で、延長は82.5メートルとなります。

続いて、26ページをお開き願います。

15番目の路線番号870、荒浜北部10号線、起点字荒浜143地先、終点については荒浜字西木倉110-10地先で、延長は215.8メートルとなります。

次に、16番目の路線番号871、高屋鳥屋崎1号線、起点高屋字道下152-6地先、終点については高屋字道下145地先で、延長は133.1メートルとなります。場所につきましては、31ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いします。

次に、17番目の路線番号872、高屋鳥屋崎2号線、起点高屋字谷地中38-1地先、終点については高屋字道下204-2地先、延長は430.9メートルとなります。

次に、18番目の路線番号873、高屋鳥屋崎3号線、起点高屋字谷地中112-2地先、終点については高屋字谷地中80地先で、延長は156.4メートルとなります。

次に、19番目の路線番号874、高屋鳥屋崎4号線、起点高屋字谷地中121-2地先、終点については高屋字谷地中117地先で、延長は248メートルとなります。

次に、20番目の路線番号875、高屋鳥屋崎5号線、起点高屋字鳥の海33-19地先、終点については高屋字谷地中135-17地先で、延長は143.1メートルとなります。

次に、21番目の路線番号876、高屋鳥屋崎6号線、起点高屋字谷地13-16地先、

終点については高屋字新野地91-5地先で、延長は686.1メートルとなります。

最後に、22番目の路線番号877、高屋鳥屋崎7号線、起点高屋字谷地13-16地先、終点については高屋字新野地38-1地先で、延長は93.8メートルとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第10号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。休憩。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第12号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）

議長（佐藤 實議長） 日程第15、議案第12号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 議案第12号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。別冊でお配りの一般会計補正予算書（第12号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第12号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,180万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,081万2,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正になります。債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」によるものとさせていただきます。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の21、22ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、3月補正予算ということもあり、事業費の確定

及び確定見込みによる減額補正が主なものになりますが、その中でも金額の大きいものまたは追加補正となるものを中心に説明させていただきます。

初めに、1款議会費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う費用弁償や旅費の減額が主なもので、1項1目細目1議会運営費及び細目4事務局経費を合わせて362万9,000円を減額補正するものであります。

続きまして、2款総務費ですが、各項にわたり事業費の確定及び確定見込みに係る減額補正が主なものであります。初めに、23、24ページ。

1項6目細目3企画事務経費につきましては、JR亘理駅バリアフリー整備工事の事業完了見込みに伴い、委託料と工事請負費を合わせまして2,163万3,000円を減額補正するものです。

次に、細目7公民連携推進事業費につきましては、令和3年度当初予算において鳥の海エリア地域おこし協力隊活用業務委託料として地域おこし協力隊員30名の1年間の予算を計上しておりましたが、協力隊員につきましては年度途中からの委嘱となったことから、不用額となる3,597万7,000円を減額補正するもののほか、12月定例会時に一般会計補正予算（第8号）で令和4年度までの債務負担行為の設定を行った鳥の海公園スケートボードパーク整備業務委託及び救急車研究開発等防災力強化業務委託について、今年度中の支払いが発生しない見込みであることから、合わせまして1億6,000万円を減額し、同額を12目細目6まち・ひと・しごと創生推進基金費において、基金に積立てするものでございます。

なお、積立てするこの1億6,000万円につきましては、原資が企業版ふるさと納税であり、予算として繰越しができないことから、一度基金に積立てした上で、令和4年度当初予算において改めて基金より繰入れするものであります。

続いて、25、26ページ。

3項1目細目4住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費につきましては、マイナンバーカード取得者が転出・転入の手続をする際に、時間の短縮化、ワンストップ化が図れるようシステムを改修するもので、システム改修業務に係る委託料として451万円を追加補正するものであります。

続いて、3款民生費について説明いたします。27、28ページをお開き願います。下段になります。

3款民生費につきましても、児童施設の会計年度任用職員に係る職員人件費の減

額をはじめ各種事業費の確定見込み等による減額補正が主なものになりますが、一部追加補正するものにつきましては、29、30ページ、2項1目細目22子育て世帯等臨時特別支援事業費において、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件を変更し所得制限を撤廃したことから、事務費を合わせて1,347万9,000円を追加補正するほか、細目24保育士等処遇改善臨時特例事業費において、国の補正予算成立に伴う民間の保育士賃金を3%程度引き上げる処遇改善費として総額1,296万1,000円を追加補正するものであります。

次に、衛生費をご説明いたしますので、33、34ページをお開き願います。

4款衛生費につきましても、予防接種経費や母子保健対策費といった実績見込みに伴う減額補正が主なものではありませんが、一部追加補正となるものについては、1項2目細目3予防事務経費における平日夜間初期救急診療事業負担金及び緊急告示病院運営費補助金について、亘理町町民利用者の増などから総額で145万1,000円を追加補正するものであります。

また、細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費につきましては、ワクチン接種において健康被害が認定されたお1人の方に対しての給付金として9万7,000円を追加補正するものであります。

下段からの6款農林水産業費につきましては、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主な内容になります。

次に、7款商工費についてご説明いたしますので、35、36ページ下段をご覧願います。

7款商工費につきましても、新型コロナウイルス感染症に関連する各種事業費の減額が主なものであり、1項2目細目3商工振興事務経費、細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費、37、38ページに移りまして、細目7新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付事業経費について、それぞれの細目における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る各種飲食店等への支援事業について、実績及び実績見込み等により、それぞれ減額補正するものであります。

また、4目細目4企業誘致対策経費につきましては、工業用地等造成事業特別会計予算にも関連しますが、亘理中央地区工業団地の一部について売却見込みが立ったことから、当初予定した特別会計への繰出金2億604万2,000円を減額補正するものであります。

次に、8款土木費ですが、8款土木費につきましても減額補正が主なものでありますが、一部増額補正となるものにつきましては、1項1目細目5土木管理経費において、国費返還金として192万4,000円を追加補正しておりますが、これは、防災集団移転促進事業における移転元地の一部が売却できたことから、事業費の8分の7相当額を国に返還するものであります。

また、39、40ページ。

5項1目細目7町営住宅管理運営基金費において、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業の令和3年度分の国庫補助額が示されたことから、国庫支出金のほか、震災復興特別交付税として交付される分も含めて4億8,433万6,000円を町営住宅管理運営基金へ積み立てるため追加補正するものであります。

下段の9款消防費につきましても、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものになります。

次に、10款教育費についてご説明いたします。

41ページ、42ページをお開きください。

教育費につきましても減額補正が主なものでありますが、一部増額補正となるものについては、2項1目細目9小学校の施設整備事業費において、補助申請していた亙理小学校のトイレ改修事業について補助申請が採択されたことから、1階児童用トイレの改修工事費として1,200万円を追加補正するものであります。

次に、3項1目細目8中学校の施設管理経費及び5項2目細目3学校給食センター事業費につきましては、燃料高騰の影響等から、燃料光熱水費についてそれぞれ追加補正するものであります。

続いて、43、44ページ。

4目細目4海洋センター管理費につきましては、今年度実施した海洋センタープール給水管等改修工事などの請け差等による工事請負費の不用額798万3,000円を減額補正するとともに、海洋センター艇庫周辺の海中に東日本大震災による電柱等の瓦礫が一部残っていることから、利用者の安全確保のため障害物を調査、撤去するための委託料として162万円を追加補正するものであります。

歳出の最後になりますが、12款公債費についてご説明いたします。

1項1目細目3地方債元金につきましては、元金償還金の確定により追加補正を

行うものであります。追加補正となる要因といたしましては、平成22年度に借入れた臨時財政対策債について、借入れのルールとして、借入れから10年で利率の見直しを行うこととされており、その利率の見直しを行った結果、償還方法が元利均等償還とされていることから、初めの年度は利子が減少し元金が増額となるため、592万5,000円の追加補正となるものであります。また、この利率見直しを行ったことにより、今後において利子償還額が2,477万円程度減少する見込みであります。

2目細目3地方債利子につきましては、借入れする際の借入利率が見込みより低く抑えられたことにより862万4,000円を減額補正するほか、細目4一時借入金利子についても、一時借入金の借入れをしなかったことから41万1,000円減額補正するものであります。

以上が歳出予算の説明になります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、11、12ページをお開き願います。

歳入の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正が主なものになりますが、初めに、9款地方特例交付金につきましては、国からの交付決定額に基づき、減収補てん特例交付金1,454万円を追加補正するものであります。

次に、10款地方交付税につきましては、初めに、1項1目1節細節1普通地方交付税において、国の補正予算等により地方交付税総額が増額されたことに伴い、令和3年度分の普通地方交付税として2億1,172万2,000円が追加交付されることとなったものであります。また、普通交付税の増額に伴い、今年度予算計上している臨時財政対策債については1億3,100万円を減額補正するものであります。

次に、細節2の特別地方交付税についてですが、歳出2款総務費でご説明いたしました地域おこし協力隊員費、こちらの減額補正に合わせまして同額の3,597万7,000円を減額補正するものであります。

細節3震災復興特別交付税につきましては、県から示されている交付見込額1億6,292万7,000円を追加補正するものでありますが、この中には、歳出8款土木費で計上した災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業に係る町営住宅管理運営基金への積立金のうち7,905万4,000円を含むものであります。

14款国庫支出金及び、13、14ページからの15款県支出金につきましては、歳出に

おける事業費の確定等により追加及び減額補正するものがその主なものであり、国庫支出金につきましては総額4億4,880万6,000円を増額補正するとともに、県支出金につきましては総額9,708万4,000円を減額補正するものです。

15、16ページの下段、16款財産収入についてご説明いたします。

財産収入につきましては、次の17、18ページ、2項1目1節土地売却収入において、防災集団移転促進事業における移転元地の一部が売却できたことから、224万7,000円を追加補正するものが主なものでございます。

続いて、17款寄附金になりますが、1項1目1節細節1一般寄附金において、亙理伊達家歴代墓所復旧支援金の募金箱分として20万1,000円を追加補正するものであります。

続いて、18款繰入金についてご説明いたします。

繰入金につきましては、今回の補正に係る調整財源として、1項1目1節財政調整基金からの繰入金5億5,003万6,000円を減額補正するもののほか、2項1目1節工業用地等造成事業特別会計繰入金として、工業用地等造成事業特別会計における歳入歳出差引超過分5,405万4,000円を追加補正として受入れするものが繰入金の主なものでございます。

次に、20款諸収入をご説明いたします。

4項1目雑入に係る補正予算になりますが、初めに2節総務雑入の細節16防災拠点整備事業助成金につきましては、町の防災体制の強化を図ることを目的としたB&G財団からの助成金で9月の補正予算（第5号）で計上したのですが、今年度予定した事業の一部が今般のコロナ禍において年度内納品が難しく、翌年度に繰越しせざるを得ない現状となっております。この助成金につきましては、予定した事業全てが完了した後には交付されることとなっていることから2,283万3,000円を全額減額補正し、令和4年度の当初予算において計上するものであります。

次に、19、20ページ、18節生涯学習雑入の細節11海洋センター修繕助成金についてですが、歳出で説明いたしましたB&G海洋センタープール改修費の減額に係る海洋センター修繕助成金の減額補正分と、艇庫周辺の支障物撤去に係る追加の助成金を合わせまして446万6,000円を減額補正するものであります。

最後に21款町債になりますが、こちらにつきましても、事業費の確定及び確定見込み等による各種の事業債において減額または追加補正するものになりますが、21

款町債全体で1億2,980万円を減額補正するものであります。

個別に見てみますと、1項1目3節臨時財政対策債につきましては、先ほどご説明しましたとおり、普通地方交付税の増額に伴い、普通交付税の振替債である臨時財政対策債について1億3,100万円を減額補正するものであります。

次に、10節J R 亶理駅バリアフリー設備整備事業債及び4目3節公園整備事業債につきましては、歳出事業費の確定見込みにより、亶理駅バリアフリー設備整備事業債については650万円、公園整備事業債については440万円をそれぞれ減額補正するものであります。

4節河川整備事業債につきましては、兎沢ほか2河川の改修工事に係る借入れですが、当初の予定では河川整備に係る一般事業として事業費の90%に当たる3,340万円を借入れする予定でしたが、国・県との協議をしていた財政的に有利な緊急自然災害防止対策事業債の借入れが認められ、充当率が90%から100%に引き上がったことから380万円を追加補正するものであります。

なお、この河川整備に関連して合計で3,720万円を借入れする予定ですが、起債区分における河川の一般事業からこの緊急自然災害防止対策事業債に切り替わったことによりまして、後年度において元利償還金の70%が地方交付税で措置される予定となっております。

6目1節学校教育施設等整備事業債につきましては、歳出10款教育費でご説明いたしました亶理小学校トイレ改修事業の財源として、亶理小学校トイレ改修事業債830万円を追加補正するものであります。

以上が歳入の主な内容であります。

続きまして、第2表繰越明許費補正等についてご説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費の補正の追加につきましては、国の補正予算成立に伴い追加となる事業や新型コロナウイルス感染症に関連する各種事業などにおいて年度内に完了することが難しく繰越しせざるを得ない14の事業について総額2億8,732万5,000円を令和4年度に繰り越すため、限度額を設定するものです。

続いて、6ページ、第3表債務負担行為補正ですが、債務負担行為の追加として、来年度から民間委託を予定している吉田西児童館等運営業務に係るものと中町児童クラブ管理運営業務について、総額1億5,860万2,000円を限度額とする債務負

担行為の設定を行うものであります。失礼しました。ただいま5ページの下段になります。

最後に、6ページ、第4表地方債補正になりますが、先ほど歳入の21款町債でもご説明しましたとおり、亶理小学校トイレ改修事業債として830万円を追加補正するほか、事業費の確定等に伴い変更として臨時財政対策債、JR亶理駅バリアフリー設備整備事業債、公園整備事業債、河川整備事業債についてそれぞれ借入れ限度額を変更するものであります。

なお、その他の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はないものであります。

以上で議案第12号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 何点かまとめて伺いたいと思います。

まず、24ページ、事務改善費、企画課ですね、300万円。こちら内容を見る限りですと、すぐにでも支払いが発生するような内容のような気がします。こちらは今回はどうして行わなかったのか、お答えをお願いします。

続いて、42ページ、小学校費。説明でもございましたが、亶理小学校トイレ改修工事、これ1階部分のみということだと思うんですけれども、どうして今回は1階部分だけのほうになったのかお答えください。

続いて、中学校費、あとあわせて学校給食センター事業費ですが、こちら燃料の高騰のような感じとは感じ取れるんですけれども、特に中学校費の部分、こちらはなぜ補正となったのか、お答えをお願いします。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） それでは、事務改善費のほうからご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、使用料及び賃借料のほうの減額ということでございますが、まず、パソコン及び周辺機器等のリース、こちらについては令和3年度分のパソコン51台のリース料なんです、これは入札の結果の請け差でございますので、その分下がったということでございます。

それから、その下の自治体情報セキュリティ強靱化に係る機器等リース料という

ことなんですけれども、こちらのほうはセキュリティー対策として導入していません各種機器、ソフトの更新時期がちょうど令和4年からになるんですけれども、令和4年4月から更新という形になるんですが、その前の下準備として3月から機器をもう既に入れるような形になります、準備の段階で。ということで、1か月分だけ予算を取っていたんですけれども、事業者と協議した結果、4月からの支払いでいいということになりましたので、その分の1か月分を計上していたものを減額したという形になります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、亘理小学校のトイレ改修工事でございますが、まず北側の校舎の1階東側を予定してございます。まずそこなんですけれども、まず低学年の使用するトイレから改修していきたいということと、これは順次続けて2階、3階等をしていきたいと考えてございます。

あと燃料光熱水費の増でございますが、まず中学校に関しましては、電気代、灯油代の値上がり等によりまして増額補正してございます。学校給食センターについては、ガス代のほうの高騰が見られまして増額補正となっております。

また、小学校をしていない理由については、小学校は夏休み前でプールの授業が終わったところがありまして、水道代のほうの余りというか、のがありましたので、そちらを回せたということでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 歳入2件、歳出1件、お伺いします。

12ページ、震災復興特別交付税、今、財政課長のほうから、県から示されていると、そういうようなことで説明があったわけでございますけれども、これは、総務省のほうでたしか9月交付決定をされていると私認識しているんですが、なぜこの時期に計上になったのかということですね。その基本なお考えをお願いいたします。

それから、18ページ、土地売却収入、防災集団移転元地ということで224万7,000円ほど計上されているんですけれども、この売却の場所、用途、面積、そういった等教えてください。

それから歳出の26ページ、ワンストップ化システム改修業務委託料云々ということありますけれども、このワンストップ化は、ワンストップのシステムという

のは、どこまでワンストップに対応できるのか、適用できるのか。その辺教えて
いただきたいと思います。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、震災復興特別交付税に関しましてご説明させてい
だきます。

一応、今回1億6,292万7,000円ほど計上させていただいております。内訳的に
は、先ほどご説明しました家賃低廉化・低減化分として7,950万4,000円、そのほ
か震災復興特区関係における課税免除における減収分として4,766万5,000円。そ
のほか、これまでの過去10年間の過大過小というのがあるんですけども、あく
までも見込みということでの交付になっておりますので、精算に基づいての金額
になるんですけども、そちらが3,575万8,000円という形になっています。それ
を合わせましてこの金額なんですけど、一応、震災復興特別交付税につきまして
は、9月交付と3月交付と年2回に分けて交付を受けております。実際この数字
につきましても、やっぱり若干少しずつ動きがございまして、今回この金額で計
上しておりますけれども、まだ確定ではないというのが正直なところでございま
す。その交付の時期の関係もございまして、この時期に合わせて計上している
という形になります。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 2点目の土地売却収入でございますが、まず場所でご
ざいます。わたり温泉西側駐車場の西側となりまして、荒浜築港通りの36番地の
5でございます。面積につきましては157.14平米で、用途につきましては、現在
こちらは借地として賃貸借しておる業者がテークアウトのカフェを営業中のご
ざいます。これを事業拡大いたしまして観光目的のカフェのほうをするというこ
とでございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） ワンストップ化の内容でございますが、マイナンバーカー
ドを所持している方が、政府が運営するオンラインサービスマイナポータルを通
しまして転出届、転入届の関係、その手続の関係でワンストップ化を目指すもの
でございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） ほかに。9番佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 30ページの下段の保育士等処遇改善臨時特例事業費ですね。町長の説明では、保育士等への賃上げ効果の継続的取組とありますけれども、まず1点、賃上げ幅と、その上昇する金額はどの程度なのか。これは平均で結構でございますので、まずこれが1点。

あと、事業期間というのは、どれくらいの期間が継続するのか。

あと、3点目、対象職員の範囲と対象施設についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 初めに処遇改善の幅でございますけれども、国で示しておりますのが約3%、9,000円相当ということで報道されております。ですが、実質的には法定福利費等も含まれますので、5,000円から6,000円程度の賃上げになるのではないかと考えております。ただこれにつきましては、各法人等の考えにもよりますので、一応平均的なものとお考えいただければと思います。

あと、事業の期間でございますが、本年の2月分の給与から9月分までの8か月分が今回の事業費に含まれております。

あと、職員の範囲につきましては、保育施設等に勤める全職員を対象にしております。保育士のほかにも給食を調理する方も含まれております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 続きまして、44ページの上段、海洋センター管理費。B & G海洋センター艇庫周辺障害物撤去、これは津波というふうなことなんですけれども、場所は艇庫周辺で何か工事か何かして出てきたものなのか、どのような状態で見つかったのか。何もなかったような気するんですけれども。これが一つと、あと瓦礫の内容物ってどういうようなものなのかということと、あと量ですね、数量、トン数でも結構ですので、そこの概要についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） それでは、B & G海洋センターの支障物の撤去ということで、まず、現在、B & G海洋センターの艇庫の浮き桟橋でございますけれども、そこから蛭塚のほうに向かって大体30メートル付近のところに、1つはH鋼材らしきものが1つと、電柱らしきものが1つ。ただ、長さとかにつきましては、水面の中なので。今回のこの予算の中身につきましては、1つは水中調査ということ

で、ダイバー入れてまず調査すると。その調査によって、水中の中で切断する場合もあるし、もしかするとどのくらい土の中に埋まっているかも、その調査してみないと分からないというところがありまして、大きくはその2つを撤去するというような形で、今のところ考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 私、森議員とちょっとかぶるかもしれませんが、42ページの亘理小学校トイレ改修工事で、改修工事は分かりました、改修工事というのは。ただし、その中身ですね。内容はどのような改修なのか、この1,200万円というのに対してですね。その件ちょっとお聞きします。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 現在計画している内容については、まず、ブースの新設・撤去、それからタイル・床の貼り替え、それから洋式化、それから手洗いの自動水栓を予定してございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 洋式化ということです。洋式化、何基されるんでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 男子トイレが、ただいま大便器2つあるんですけども、1つは洋式化されております。それを両方、2つとも洋式化するものです。あと女子トイレにつきましては、大便器5つあるんですが、うち3つが洋式化されておりますので、残りの2つを洋式化。全部するというところでございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 40ページの町営住宅管理運営基金に4億8,000万円ほど積み立てるようですけども、なぜ4億8,000万円も積み立てることになったのか、その内容について。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 今回の補正につきましては、災害公営住宅の家賃低廉化事業と、あと東日本大震災特別家賃低減事業の令和3年度の国庫補助金額が示されたことから追加補正するものでございます。

当初、令和3年度の当初については、東日本大震災特別家賃低減事業と災害公営

住宅の家賃低廉化事業につきましては、復興交付金が令和2年度で終了となることから、令和3年度から新たなる補助金となるという見込みでありましたが、昨年度の予算編成までに示されなかったことで、今回補正となっております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） では、現在この管理基金の残高がどのぐらいあって、今後の使用目的というのはあるのかなのか。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 現在の基金残高におきましては27億9,300万円ほどでございます。それで、今回の積み立てまして32億7,700万円となっております。

あと、用途なんですけど、今後の町営住宅の修繕整備等に充てる予定でございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 32億円の基金を積立ててあるということは、相当な基金の額だと思います。そして、今後の予定は住宅の修繕だけ。修繕だけでこんなにかかるのは大変なことだね。どうせやるならば、茨田住宅あたりにエレベーターをつけるとかなんとかって、みんな困っている人がいっぱいいる、年寄りの人が上に歩いていくの大変なんだね。そういう、こんなに金余らせておく必要はない。もうちょっと有効に活用することを考えたほうがいいと思うんですけども、どうですか。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 補助金の積立てにつきましては、令和17年度が最終年度となりまして、補助金の合計が大体68億円ほど積み立てられますが、その途中で修繕等発生し、災害公営住宅の耐用年限が70年となっておりますので、合計で大体147億円ほど修繕整備等費用がかかるということになりますので。ただし、この補助金以外に家賃収入のほうも含めると、大体一般会計からの財政持ち出しなしということで70年後までできるというシミュレーションはしております。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） 先ほども出ていたんですけども、30ページの保育士等の処遇

改善ですけれども、これ放課後児童支援員等の処遇改善と、あと保育士・幼稚園教諭等の処遇改善ありますよね。この下のほうのやつは、これは民間だと思うんですけれども、上の部分というのは、これ民間なんですか、この。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 上の委託料の部分の放課後児童支援員につきましては、現在指定管理を行っております逢隈児童館と中町児童クラブの職員の分になります。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると民間だということだね。はい、分かりました。了解です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10 番（木村 満議員） 24ページの地域おこし協力隊の減額なんですけれども、こちらたしか7月だったか、すみません、間違っていたらすみません、7月だったか夏頃に委嘱式があったと思うんですけれども、あのときに既に30人いたのか、それとも30人になっていなかったのであればいつ頃30人になったのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 地域おこし協力隊の委嘱につきましては、一番早いときで4月の28日からスタートしております。その際に7人、あと5月の12日、2人、5月の19日に4人、7月1日に6人、8月1日に8人、9月1日に1人、10月8日に1人、最終1月6日に1人で、合計30人でございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10 番（木村 満議員） そうしますと、この減額というのは、結構大きな金額で減額になっていたものですから、何で最後にこんなに大きく減額になったのかなというふうに思ったんですけれども、だんだん減額していくということではなくて、30人になったのが1月だからそこで減額したというような手法だったということでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） こちらの地域おこし協力隊につきましては、委託事業ということで、今回のトリプルCプロジェクトの事業主体でありますワンテーブルのほう

に委託料という形で支払うようになります。今現在、この地域おこし協力隊の活動全てのお金に関しましてはワンテーブルのほうで全て出しておりますので、最終的に、実際に働いた金額だけ、そちらのほうを委託料という形でお支払いするという形、セイハンのものになるようになっていきます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 最後に、30名の方が本町に来てご活躍いただいているということで、大変、スケートボードとか見ている、私もあの若い子供とかが遊んでいるところ見て、いい事業だなと思って見させてもらっているんですけども、その中で、この亘理町に来ていただいた地域協力隊の方々が今もいらっしゃるんですかね、ずっと。誰か戻ってしまったとかということはないんですか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 令和3年度で全て30人募集して、30人を委嘱しておりますので、戻った方というのはありません。（「はい。以上です」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第12号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第12号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和3年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正
予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第16、議案第13号 令和3年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） それでは、議案第13号 令和3年度互理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊でお配りの令和3年度互理町奨学資金貸付特別会計補正予算書（第1号）をご準備願います。

初めに、1ページをご覧願います。

令和3年度互理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ881万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては歳出より説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1款2項1目細目3奨学貸付金におきまして貸付け額の確定見込みにより372万6,000円を減額補正するほか、3項1目細目3基金積立金におきまして歳入歳出差引きによる歳入超過額633万9,000円を奨学教育基金積立金として追加補正するものでございます。

続きまして歳入をご説明いたしますので、前のページ、8ページ、9ページにお戻り願います。

歳入補正予算の主なものにつきましては、3款1項1目基金繰入金におきまして細節1基金繰入金174万7,000円を減額補正するほか、5款2項1目1節奨学金貸付金収入としまして貸付金の繰上げ償還等の関係から429万2,000円を追加補正するものでございます。

以上で議案第13号 互理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和3年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和3年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算
（第3号）

議長（佐藤 實議長） 日程第17、議案第14号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） それでは、議案第14号についてご説明申し上げますので、別冊の令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第14号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,357万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、2款保険給付費におきまして、今後の給付見込みから2項1目細目1介護予防サービス給付費の不足見込額として400万円を追加補正するほか、2目細目1介護予防サービス計画給付費につきましても同様の理由により80万円を追加補正するものでございます。

また、5款1項1目基金積立金において、歳入歳出の差引きにより介護給付費準備基金として112万6,000円を減額補正するものでございます。

以上が今回の歳出補正予算の主なものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

3款1項1目1節国の介護給付費負担金98万円、2項1目1節現年度分の調整交付金24万5,000円、続いて4款1項1目1節社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金132万3,000円、5款1項1目1節県からの介護給付費負担金61万3,000円、8款1項1目1節一般会計からの介護給付費繰入金61万3,000円。これらにつきましては、いずれも歳入で計上いたしました介護予防サービス給付費等の増額によりまして、それぞれのルール分に伴う負担割合によって追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第18、議案第15号 令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第15号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書、こちらをご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第15号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,355万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,969万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、議案第9号で説明いたしましたとおり、弘進リトレッド株式会社への亶理中央地区工業団地の一部を売払いできる見込みとなったことなどから、歳入歳出予算の追加等を行うものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3工業用地等造成事業費において、東京・名古屋で開催予定であった宮城県企業立地セミナーが新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったことなどから旅費50万円を減額補正するほか、工事請負費において、国・県の事業から発生した建設残土の利用により工事費が安価になったことや、入札による請負差額が生じたことなどから2,000万円を減額補正するものでございます。

また、歳入歳出差引きが歳入超過となることから、一般会計への繰出金として5,405万4,000円を追加補正するものです。

次に歳入を説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、2款1項1目細目1土地売払収入において2億3,926万円を追加補正するとともに、3款1項1目細目1繰越金において令和2年度決算に係る繰越金33万6,000円を追加補正するものです。

また、今回の追加補正に伴い、歳入歳出差引きが歳入超過となることから、1款1項1目細目1一般会計繰入金において、当初予算で計上していた2億604万2,000

円を全額減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1 番小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 2点ほど質疑いたします。

今回の造成工事で終わるかなと、完全にあの工業団地終了になるのかなと思いますが、その辺の考え方。

あともう一つは、今、造成中に、西側の用水路にフェンスずっと張ってあるんですが、公園、グラウンドかな、グラウンドのそばに高さ4メートルぐらいのフェンスがずっと張ってあるんですが、あれはどうなるのか。撤去するのかどうかですね。あのまま常設になるのか。その辺お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） まず1点目の造成が今年度で終わるのかというご質問ですが、今年度で完了して全ての工事が終わる予定です。

あとは、2点目の西側のフェンスのほうなんですけれども、この高いフェンスというのは、工業団地と町道の境のところですかね。その高いフェンスだとすれば、今、工事をやっていて、例えば土が住宅地に飛ばないように、飛散防止のために設置している柵であれば、それは工事の完了とともに撤去をする予定です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 造成の関係分かりました。

そこでもう1点、お聞きしたいのは、この工事全部完了しますよと。そうすると、町で考えているブロックがありますよね、整備したブロック。いつ頃売却といえますか、今後の予定、どのくらいを売却完了を見ているのか、その辺ざっくりとでいいですから、お答え願いたい。

それからもう一つ、今の関連で、フェンスの関係は風じん防止といえますか、風で飛ばされないような、住宅を守るためのフェンスかなと思っておるんですが、何かグラウンドのところに立っていますよね。だから、その辺は定かなのかどうか。ちょっと今、課長の答弁だと分からないような感じしたんですが、その辺、もう一つはっきりとお答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） まず今後の見込みということですがけれども、工業用地のほう、今回の弘進リトレッドへの売渡しを行いますと、残りが約13万1,700平米ほど残る見込みです。

それで、今現在3社と交渉を進めておまして、そちら令和4年度中に売却を見込んでいるんですけれども、この分が売れるとなると、最終的な残り、令和4年度中に残りが大体4万1,300平米ほど残る見込みです。こちらの残りについては、今後できるだけ早く誘致できるように、企業誘致活動に努めていきたいと思っております。

あとそれから、フェンスの関係は、工業団地の西側に緑地設けているんですけれども、その周りには既にフェンスというのは囲っていますので、その分については、撤去することなくそのままです。そして、工業団地の敷地と町道の境に立っている、工事で土の飛散防止のために立てている高いフェンスについては、これは工事の終了とともに撤去する予定です。以上です。（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

ついて

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實議長） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第20、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 諮問第1号から諮問第2号までの2件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸町長） それでは、私のほうから、諮問第1号、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。こちらについて説明をさせていただきます。

諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、佐藤徹郎委員と佐々木みよ子委員の2名の任期が令和4年6月30日をもって満了となります。そのため、佐々木委員につきましては引き続き、佐藤委員につきましては4期12年にわたり活動いただいておりますが、再任につきましては後進に道を譲りたく辞退したいとの申出があり、今回新たに清野 薫氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、提案申し上げます。

それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

住所は亙理町長瀬字南原193番地424、氏名は佐々木みよ子、生年月日は昭和26年12月3日でございます。

経歴につきましては記載のとおりでございますが、人権擁護委員としましては、平成28年4月の選任以来、2期6年にわたり熱心に人権擁護活動に取り組まれている方でございます。

次に、諮問第2号についてご説明申し上げます。

住所は亙理町逢隈字郡67番地、氏名は清野 薫、生年月日は昭和28年8月21日でございます。

経歴につきましては、昭和51年3月に東北学院大学経済学部経済学科を卒業後、

昭和52年4月に宮城県警察官に奉職され、同年10月に仙台東警察署へ配属となりました。その後、塩釜、岩沼、石巻、仙台南、仙台中央といった各警察署のほか警察本部への勤務、さらには警察庁東北管区警察局警察学校への出向を経まして、平成26年3月に仙台東警察署長をもって定年退職されております。これらの37年間にわたる職務の多くで生活安全や少年の非行防止そして防犯に携わられ、まさしく豊富な識見と高潔な人格をお持ちの方でございます。

以上のことから、佐々木氏、清野氏が人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じます。

つきましては、2件の諮問について、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第21 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實議長） 日程第21、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 報告第1号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告いたします。

議案書の39ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

今回の専決処分につきましては、令和4年1月17日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次のページ、40ページ、専決処分書をご覧ください。

令和3年度亘理駅バリアフリー整備工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

概要につきましては、隣の41ページ、資料をご覧ください。

改めまして、工事名は、令和3年度亘理駅バリアフリー整備工事です。

今回の第2回変更契約年月日が、令和4年1月17日。

請負金額は、変更後において1億2,894万2,000円であり、45万1,000円の増額となっております。

なお、契約の相手方は、亘理町荒浜字水神62番地、株式会社阿部工務店です。

契約の変更につきましては、J R側から安全対策に係る要望があり、12月定例会において1回目の変更について報告させていただいておりますが、今回、安全対策に係る追加の要望があったことから、2回目の変更契約を行った上で、今回、報告させていただくものでございます。

変更内容につきましては、5の工事概要をご覧ください。

今回の変更の主な内容につきましては、工事概要の2行目、3行目の夜間工事に係る交通誘導員、J R工事管理者を新たに配置するとともに、4行目から6行目になりますが、仮設視覚障害者誘導表示の設置及び撤去について記載のとおり増工となるものでございます。

詳細につきましては、次のページ、42ページに今回の変更に係る平面図をつけておりますので、ご参照願いたいと思います。

それでは、41ページに戻りまして、6の工期につきましては、変更前に同じでございます。

以上で報告第1号 専決処分の報告についての説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第1号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第22 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實議長） 日程第22、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたしますので、議案書の43ページをご覧ください。

報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）です。

令和3年12月15日に、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

それでは、次の44ページをご覧ください。

こちらが専決処分書になりますが、令和3年11月16日に亘理町長瀬字大橋地内で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、45ページの別紙をご覧ください。

和解の相手方は、亘理町長瀬の記載氏名の方になります。

和解の内容につきましては、（1）といたしまして、亘理町は、本事故に関し、上記相手方に対しての支払いはないものとする。

（2）としまして、相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても異議申立てをしないことを双方ともに確約するというものでございます。

今回の事故の状況といたしましては、令和3年11月16日の午後1時40分頃、町の事業の関係によりまして本町公用車で相手方のお宅を訪問していた際、停車中の本町公用車に相手方の車がバック走行で衝突したというものでございます。

なお、今回の公用車の事故につきましては、双方にけが人もなく、補足させていただきますと、相手側の過失割合が100%であり、町に対して賠償金7万1,035円が支払われることとなっております。

以上で報告第2号 専決処分の報告についての説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第2号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時15分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西 山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 小 野 一 雄